

(再開 午前10時30分)

**議長（萩原由一）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 山浦 登 議員。

(「はい、議長。2番。」の声あり)

(2番 山浦 登 議員 登壇)

**1. 令和3年度決算について**

**2番 山浦 登 議員**

それでは、通告に基づき4点にわたって質問いたします。

まず1点目は、「令和3年度一般会計(普通会計)の決算について」であります。

令和3年度一般会計、普通会計の決算について、4点質問いたします。

まず1点目、経常収支比率が79.7%と前年度85.3%に比較し、5.6%下がっています。実質収支が前年度の1億3,129万4,000円から1億9,030万円と5,900万6,000円増額し、基金残高は前年度に比較し、1億4,317万3,000円増額しています。数字のうえでは良好な決算だと思います。この要因はどのようなことなのか、お伺いします。

2番目、予算執行率は、過去5年間どう推移していますか。

3番目、財政力指数が前年度の0.209から0.185と0.024ポイント下がっています。この要因は何でしょうか。

4番目、監査委員の決算審査意見書に関して質問します。

まず、①「地域活性化起業人・地域観光づくり事業について、本村の統一コンセプトを策定している。村は実施者として定期的に実施報告書等の提出を求め、その事業の進捗状況について十分把握されたい。」との意見が出されています。私もそのように感じています。どのような事業が行われているのですか。

つぎに2点目ですが、固定資産税不納欠損額293,100円のうち250,900円は時効中断の手続きがされなかったことによるもので、過去においても同様の取扱いがあったとされている。この要因は何ですか。

5点目、村の将来の事業と財政を見通した場合、事業の見直しと歳出の削減は必須の課題だと考えます。当初の計画と目標に基づき、歳出削減は実施されたのでしょうか。

以上、5点質問いたします。

**議長（萩原由一）**

日暮村長。

(村長「日暮正博」登壇)

**村長（日暮正博）**

令和3年度決算についてのご質問であります。それぞれ担当課長に答弁をさせます。

**議長（萩原由一）**

丸山総務課長。

(総務課長「丸山寛人」登壇)

**総務課長（丸山寛人）**

それでは、令和3年度決算についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の経常収支比率、実質収支、基金残高の関係のご質問ですが、経常収支比率の減少や

実質収支及び基金残高の増額の主な要因は、地方交付税が増額となったことによるものと考えています。このうち普通交付税が、前年比で2億2,467万8,000円となったことが大きな要因と判断してございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大により予定されていた事業が中止や規模縮小となったこと、また、それぞれの事業を執行するうえで歳出削減を行ったことも一つの要因として考えています。

2点目の過去5年間の普通会計の歳出予算執行率についてでございますが、令和3年度は95.4%、令和2年度は96.6%、令和元年度は96.7%、平成30年度は93.0%、平成29年度は95.5%となっております。

3点目の財政力指数が減少した要因でございますが、財政力指数とは、分子を基準財政収入額、分母を基準財政需要額として計算して得た数値で、基準財政収入額が基準財政需要額に占める割合をしめたものでございます。

令和3年度の基準財政収入額は4億4,862万6,000円で前年比1,439万2,000円減少し、基準財政需要額は24億2,053万5,000円で前年比2億825万円となっております。

分子となる基準財政収入額が減となった一方で、分母となる基準財政需要額が増となったため、単年度での財政力指数は減少となりました。

4点目の決算審査でご指摘のあった固定資産税不納欠損額についてでございますが、この件については、県外在住者の滞納でございまして、調査を十分に進めることができなかったものや、調査継続中のものが結果として所定の手続きが取れず時効消滅となったものでございます。県税事務所や県地方滞納整理機構から助言をいただきながら、適正に滞納処分ができるよう、事務を進めてまいります。

5点目の当初の計画と目標に基づく歳出削減の実施でございます。

新年度予算編成段階におきまして、充当一般財源の削減については、全庁及び各係単位で削減目標を設定し、要求基準額を上回ることをしないよう経常経費の節減に努め、予算編成を行っております。

また、予算執行にあたっては、社会情勢の変化にあわせ、その都度最適な方法を検討するなど、単に予算を消化することのないよう、事業の実行段階で精査を行い、歳出の削減に努めております。

今後の予算の執行、予算編成についても、実施事業を精査し、歳出抑制に努めるとともに、国県の動向を注視し、財源確保に努めてまいります。

## 議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

## 産業課長（湯本寿男）

それでは私の方から、地域活性化起業人はどのような事業を行っているのでしょうかというご質問に対してお答えをいたします。

まず地域活性化起業人の事業・業務については、6月のご質問でもお答えをさせていただいておりますが、民間のノウハウを活用し、木島平村が持っている魅力をかたちにして発信し、四季を通じた魅力づくりを目指した業務として、

一つ目、木島平村観光振興に係るコンセプトの立案。

二つ目、地域資源の発掘、コンテンツ化、発信。

三つ目は、地域活性化起業人活動にかかる定期ミーティングの運営でございます。

観光振興局業務を中心に取組を進めていただいております。1年目の昨年は、コンセプト立案のための検討委員会での検討、村の資源発掘のためのコンテンツの素材収集及び調査業務、観光振興局のホームページリニューアルに向けた業務、情報発信のためのアドバイス業務等を中心に行っていただきました。また、地域企業・事業者に対してもアプローチをしていただき、広い視野で村の資源を見ていただき、情報発信をしていただきました。

観光振興に係るコンセプトの立案については、昨年度から検討委員会を立ち上げ、検討していただき、8月に振興局の総会にてご提案を頂いております。今後は、このコンセプトを拠り所として、事業を進めていく予定です。

また、決算意見書でありました進捗状況については、通常の週1回の全体ミーティングでのほか、年4回、起業人派遣元会社の「合同会社シュタイン」と村、観光振興局で定期的にミーティングを行い、事業の実施についての考察、今後の事業展開について協議、確認をしております。

2年目の今年は、地域おこし協力隊を3人採用し、その採用から活動に対するアドバイスを行っていただいております。日常では、隊員とのミーティングを通じ、定着に向けた人材育成も行っていただいております。

いずれにしましても、派遣期間の3年間を活用していただき、立案されたコンセプト「人づくり×里山」の考え方もありますように、観光を利用して村に訪れていただく機会を増やし、最終的には村の地域活性化につなげていくような事業の確立を目指して行くものとご理解をお願いします。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

### 再質問

#### 2番 山浦 登 議員

それでは、5点に渡って再質問いたします。

まず1点目は、経常収支比率は一般には70～80%が適正水準と言われており、これを超えると、その地方自治体は弾力性を失いつつあると考えられるわけでありまして。が、前年度の85.3%が79.7%と5.6%下がった、その要因の一つが、交付税が2億2,000万円増額になったことによるとのことです。余裕財源としての利息の高い借入金の繰上償還と、会計処理ができなかったか、それを検討されたか、お聞きします。

それから1番目のコロナの関係ですが、コロナ感染予防により事業が縮小・中止を余儀なくされているためとのことではありますが、コロナ感染が始まってから2年半になります。主な縮小は、または中止となった事業はどのような事業ですか。来年はどうなるかわかりませんが、もし収束しなかった場合の対策も計画の中に入れておく必要があるのではないのでしょうか。

つづきまして、2点目です。

予算執行率は、令和元年度が96.7%、令和2年度が96.6%であり、令和3年度は95.4%と、同じコロナ禍で1.2から1.3%下がっています。一方、基金残高が1億4,300万円増えています。同じコロナの状況下で、積立金が増額し予算執行率が1.2から1.3%減っている、その要因を教えてください。

4番目、不納欠損については、県外在住者の滞納であり、調査を十分に進めることができなかったものや、調査継続中のものが結果として、所定の手続きが取れず、時効消滅と答弁されましたが、監査委員の意見書には、「過去にも同様な取り扱いがあった」と指摘されております。調査は十分に進めることができなかったものや、調査中のものは、時効中断の手続きができないのかどうか、そのあたり原因を明確にしながら再発防止に努めていただきたいと思いますと思いますが、考えをお聞きします。

5点目、全庁及び各係単位で削減目標を設定し、基準要求基準額を上回ることをしないよう、経常経費の節減に努め、予算執行に当たっては、その都度最適な方法を検討するなど、事業の実施段階で精査を行い、歳出の削減に努めるとの答弁であります。が、「第6次総合振興計画」や「公共施設総合管理計画」に基づく将来の事業と財政を見通した場合、対策は十分でしょうか。

平成16年度の村自立プラン策定時は、事業の見直しと人件費削減により、10年間で職員を九十数名から七十数名に減員して、10年間で年平均3億5,000万円減額したと聞いております。職員の減員がいかどうかは別の問題ではありますが、そのくらい将来の財源の捻出、財政運営は厳しい姿勢が必要だと考えます。考えを伺いたいと思います。

以上、5点お願いします。

## 議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

## 総務課長（丸山寛人）

それでは再質問についてお答えしたいと思います。

まず1点目の、経常収支に伴う数字の変動の関係で、起債等の繰上償還ができないかというものでございます。いわゆる起債については、計画的に借り入れた経過もございまして、繰上償還する場合には、利子等の計算も再確認する必要があるという状況でございます。現時点、経常収支の比率は高い状況にございますが、繰上償還をするまでには至ってないという形で考えております。

ただ、事業上、それから高額・高率の利子の起債等がある場合については、当然、繰上償還した方が得になる場合もございまして、それらについては現状ないという形で判断しておりますので、現時点としては、繰上償還等については考えてございません。

それからコロナの関係で、いわゆる事業が規模縮小・中止等になった関係でございます。これについては、主な事業としましては、やはり一番多いのは、都市との交流に伴う移動費、それから交通費、旅費、そういったものが軒並み事業が執行できなかったという状況にございます。これについては、やはりコロナの関係でございますので、先方地域との調整等も含めて、中止になった経過がございしますのでよろしくをお願いします。

なお、次年度以降の計画についても、原則、行動制限がない状況ではございますが、コロナの状況を踏まえたうえで、また、そういった事業を執行するうえで当然交流事業であれば、相手先それから地域活動であれば、地域の方々と相談しながら計画を進めてまいるといって考えてございます。

つぎに、予算の執行率でございます。これについては、おおむね95%前後で推移しているのは、先ほど申し上げたとおりでございます。最終的に3月の補正予算の後、専決予算で不用額を減額するという内容がございまして、執行率については大きな変動はないというふうに考えてございます。

当然、コロナの事業でできなかったものも、最終で不用額を削減するということがありますし、そういったものがありますので、執行率に大きな変動は出てこないというふうに考えております。

また、不納欠損の再発防止の関係でございます。これについては、先ほど申し上げたとおり県外の在住者となりますと、やはりどういった生活をされてるかわからないという形になります。いわゆる時効中断するうえでは、差し押さえ、それから執行停止という手続きがございまして、これらをするには、いわゆるそういった財産がない、それから支払う能力がないというふうに確定する必要があるとしまして、その確定するには、その人の状況まで調査をする必要があるという形になります。特に県外在住の方については、そういった実態が把握できない状態が続きまして、結果としてそうなったこととなります。

今後については、そういったことがないよう、調査を早急に進めて、判断を早めるという形で考えていきたいと。ただ、税の公平性を維持するうえで、やはり本当はないのか、差し押さえるものがないのか、その辺の確認は徹底する必要があるというふうに考えております。

5点目の対策、それから今後の計画に伴う財政運営の考えでございます。財政予算編成にあたっては、前々から申し上げているとおり、約1億5,000万円程度の事業費が不足した状態となっております。これについては、ほかの議員の方からもご質問頂いている内容もございまして、やはり財政を適切に運営するうえでは、事業の縮小・廃止それらも含めてやる必要があるというふうに考えます。

また、当然、公共施設の老朽化に伴いまして必要な支出があるわけでございますが、これらについては計画的に執行していく、または財源を確保していくという中で、対策する必要があるというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

### 再々質問

#### 2番 山浦 登 議員

それでは再々質問いたします。

コロナが3年目に入っておりますけども、村の事業が中断を余儀なくされております。また、規模縮小等で村民との交流の場、またいろんな文化活動、行事等が中心になって、将来的に影響があるのではないかというふうに考えますが、今のコロナの中でいろいろ縮小される又は事業中止されている、この現状についてどのように考えて、来年度の事業の計画、財政の予算計画の中ではどのように考えて提示されるか、考え方を伺います。

## 議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

## 村長（日碁正博）

はい。今年も、例えば夏祭りなどについては、本当に直前まで実施の予定でございましたが、やむを得ず中止ということになります。また、村民運動会についても、実行委員会の中でそういう、中止と決定されたということになりますが、村民祭については、展示等について一部実施をしていくということになります。それぞれ、それに関わる皆さんのご意見等を伺いながら、そういうイベント等の実施について判断をしてきたわけですが、来年度については当然これまでやってきたもの、見直しに関わるものですが、皆さんが期待している、待っている、そういうものについては、当然、実施を前提として予算編成していきたいというふうに考えております。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

### 2. 観光施設民営化について

#### 2番 山浦 登 議員

それでは、2点目の質問をいたします。「観光施設民営化について」です。

観光施設民営化については、現在、相手企業と交渉中と聞いています。まだ契約の内容等が示されていませんので、この事業の質問は時期尚早かと考えますが、この間の民営化事業の進め方に限って質問いたします。

まず、「令和4年3月木島平村公共施設等総合管理計画」を見直しし、産業、観光、保養施設等38施設のうち、スキー場をはじめ18施設の民間譲渡方針が示されました。それから12月の議会全員協議会で譲渡案概略が示され、その後交渉先と内容の変更がありました。令和4年の3月9日信濃毎日新聞に民間譲渡が報じられ、初めて村民が知るところとなったわけです。4月の広報で民営化方針の説明、5月の2日に住民説明会で村民に説明され、現在まで進められております。

今回の民営化の進め方について、村民から疑問が出されてきました。企業との交渉を進める前に、譲渡方針を出す背景と内容を村民に説明し、広く意見を聴くべきでなかったかと考えます。交渉相手との制約等があったとしても、村の公共財産の譲渡という非常に重要な内容の事業であり、村民に十分説明、理解されないまま進められたことは非常に問題があると考えます。

なぜできなかったのか、その点伺います。

## 議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

## 村長（日碁正博）

はい。それでは、観光施設の民営化についてのご質問ですが、観光施設民営化につきましては、ようやく相手との契約締結の見通しということですが、今回の民営化につきましては、スキー場を中心とした施設運営を行う第三セクターの経営に対する改善要望や事業継続に対する心配の声を頂いておりました。

あわせて、経営悪化によります公金の投入の是非については、議会の中でも多くの議論がなされてきました。特にスキー場やホテルなど観光事業においては、厳しい状況の中、行政管理と第三セクター方式による運営の限界を感じていた方も多いうふうに認識しております。

通常、公共施設の管理では、財政状況を考慮しながら、できるだけ費用を抑えるため、消費者ニーズなどに対する投資的経費を積極的にかけていくことがなく、現状維持のためにかける経費が中心にならざるを得ない、そういう実情があります。

また、施設の修繕ができたとしても、そのまま維持継続していくのが精いっぱいという状況が、これまでの状況であります。

ひるがえって、運営面では、経営悪化による運営費を継続的に行政が支出していくことには大きな問題があることは、議会においても常に議論されてきたところであります。

土地を含めた民間譲渡については、様々なご意見も頂いております。村としても土地を守っていくことは当然重要なことでありますし、村の大切な財産でもあります。しかしながら、その土地を自由な発想で活用しながら利用していただくことで、地域活性化につなげ、この村に住む人や、戻ってくる人が働きたい企業として、企業誘致とも認識をしております。

ご質問にあります、村民に広く意見を聴かなかったことは大きな問題ということでございますが、村の政策の大きな転換事業でありますので、様々なご意見が出ることは承知をしております。

当然、そのような手続きを進めていくのは、本来、行政が行う各種計画策定や公共的な事業を進めるにあたって必要な手続きであります。

しかしながら、ご意見を伺いながら丁寧に合意形成を図っていくことは当然、相当な時間も必要であります。

今回の民営化については、施設運営に対して公費を継続的に投入していくことの是非と、あわせて時間をかけて検討する猶予がないことは、議会でも承知していただいているところであります。早期に解決すべき課題として議論をしていただけてきました。

そういった事情から、早期に決断をするに至ったと、ご理解いただきたくお願いしたいというふうに思います。

民営化への段取りとしては、まず優先交渉者との基本合意をします。その後、優先交渉者と細部についての協議を行い正式な契約に至ります。現時点では、基本合意をしましょうというところでありまして、まだ正式な基本合意には至っておりません。具体的なお説明ができるような時期になりましたら、説明会なども開催していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

この地域は雪国であります。魅力的なスキー場やホテルなどの企業が地元にあることは、子どもたちにとっても大きな魅力になると考えております。今回は、単に村の財産を手放すだけではなく、更に魅力のある村づくりのため、事業発展のための企業誘致の側面もあるというふうに認識しております。

せっかくお声をかけていただきました企業、これから関わっていく方々とともに、この村の子どもたちが自慢できるようなスキー場づくり、地域づくりを目指し、村としても一緒に盛り上げていきたいと考えております。



村民の皆様には、是非ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

議員各位においても、様々な角度のご意見をいただくことはもちろんであります。魅力ある村づくりのため、一緒に事業を盛り上げていただけるよう、村民の皆様に対する情報発信も併せてお願いを申し上げます。

#### 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

#### 再質問

#### 2番 山浦 登 議員

繰り返しになって恐縮ですが、村民から多くの疑問を出されておりますので、再度お聞きします。

答弁では、施設運営に対して公費を継続的に投入行くことの是非と、あわせて時間をかけて検討する余裕がない、早期に解決すべき課題として議論村民の皆さん大切なお金を使い続けていくことができないと判断して、早期に決断するに至ったという答弁であります。まず第一に、村の施設を継続困難の実情を村民に説明する中で民営化の是非、民営化に進む場合の村民からの意見要望を聞くことが何よりも重要で、最優先課題ではないかというふうに考えます。

相手企業が名乗り出して緊急性があったとしても、まず村民の意見を聞く、了解を得る手順を踏まなければ、村民不在の事業とのそしりは免れません。

結果オーライではなく、村の行政を執行していくうえでの基本的姿勢であると考えますが、再度お考えをお聞きします。

#### 議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

#### 村長（日碁正博）

はい。先ほど申し上げましたが、今回の民営化の議論の前に、このコロナの中でスキー場、そしてまた、村の観光をどういうふうに維持していくのかということが大きな議論になっていたわけであり。その中で、先ほど申し上げましたとおり、施設、それからまた運営について、言ってみれば村の公費をかけていくことの是非について、様々な議論があったということをご理解いただいているというふうに思います。

そんな中、これからもやはり同じ状況で継続していくということはなかなか難しいということで、民営化という方針を出したわけでありますが、その方針につきましては、さきに村内で2回説明会を行いまして、およその方向性についてご理解いただくように説明をまいりました。そしてまた今回、先ほども申し上げましたとおり、基本合意にまだ至っていないわけでありますが、やはり民間の考え方、あとこれまでのスキー場経営については当然考え方に違いがあるんだろうというふうに思います。

同じ経営では同じ結果をまず招くだろうというふうに思います。そういう意味では、やはり交渉している今、相手方の基本的な考え方がある程度尊重していくそういうことが必要になるだろうというふうに思います。そのことが結果的にこの村の活性化に繋がるというふうに考えていますので、先ほど申し上げましたとおり、また説明ができる時期になりましたら説明させていただきますので、是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

#### 3. 消費税減税について

## 2番 山浦 登 議員

それでは3点目、「消費税減税について」質問いたします。

2019年10月の消費税8%から10%の引き上げに対し、村では25%のプレミアムが付いたプレミアム商品券を発行し、村民生活の支援を行いました。私が翌年3月定例会で消費税に対して村長の考え方を質問したところ、「日本の消費税は特別高いというわけではない。国民は一律に負担している。言ってみれば国民は、皆が福祉や教育など支援を必要とする方の生活を支え、これからの日本を支える人材育成のための税と考えている。」と答弁されました。

物価高騰は村民の暮らしに大きな影響を与え、更に10月以降も値上げが予定されています。消費税8%のうちの1.76%、税率10%のうち2.2%が地方消費税交付金として地方自治体に交付され、財源となっています。本村には、令和3年度地方消費税交付金1億641万2,000円が交付されています。

一方、物価高騰に対する生活支援の最も有効な対策は、消費税の減税と言われています。

このような実状の中で、4点質問いたします。

まず1点目、2020年3月議会での答弁の消費税に対する認識は変わっていないですか。

2点目、今日のコロナ禍での景気回復と物価高騰から、暮らしを守るうえで最も効果的な対策は消費税の減税と言われ、全世界89か国において消費税の減税が実施されています。消費税の減税をどのように考えておられますか。お答えいただきたいと思います。

3点目、来年10月から導入されるインボイス（適格請求書）制度は、これまで納税義務がなかった年間売上1,000万円以下の事業者には納税の義務を負わせ、経済的事務的負担を強いるものです。農家や建築職人、シルバー人材センターの会員など自営業者の営業に大きく、また、深刻な影響を及ぼすといわれています。インボイス制度導入に対してどのように考えるか、お伺いします。

以上、お願いいたします。

## 議長（萩原由一）

日基村長。

（村長「日基正博」登壇）

## 村長（日基正博）

はい。それでは、山浦議員の消費税減税についてのご質問であります。消費税率は国の一般会計予算のおよそ3分の1を占める社会保障費の増加に備えるものとして引き上げられております。社会保障費は、医療費や健康保険、介護保険など大きな割合を占め、高齢化の進展に伴い、ますます増えるものというふうに考えております。

また、児童手当や生活保護費など国民の生活基盤を支える重要な役割を果たしております。自治体に交付されるのは地方消費税交付金ですが、社会保障費のほとんどは、国から直接又は自治体への補助金という形で国民に給付をされるというものであります。長期的な視野で、将来にわたって国民の生活を守る財源をどう確保するのかというのは、国の大事な責務であります。その中で、消費税についても当然考えるべきだというふうに考えております。

インボイス制度につきましては、簡易課税事業者、免税事業者の制度は残ります。しかし経済取引上、不利になる可能性があります。税の公平の原則から財源補填という形ではできないというふうに思いますが、どんな対応ができるのか検討していきたいと考えております。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

## 再質問

## 2番 山浦 登 議員



それでは再質問いたします。

まず1点、2点目の答弁に対しての質問であります。消費税法は、消費税収入の用途について、年金医療介護の社会保障や少子化に対する施策に充てると定めています。これは村長の所消費税の考え方のとおりであります。

一方政府は、消費税は社会保障の安定財源としていますが、国民要求の消費税減税は固く拒んでおります。

しかし、消費税は所得の低いほど負担率が重く、お金持ちほど軽くなる逆進性の税制でございます。元々消費税は、法人税、所得税など直接税が税収に占める比率を減らし、間接税の比率を増やすという財界の要求を受けて導入されました。現在、この消費税の全収入に占める割合は35.5%と、所得税、法人税を抜いて第1位となっております。国の財源は、能力に応じて負担されるべきだという税の「応能負担」の原則に反しています。

消費税の税率引き上げの都度、個人消費が落ち込み、日本経済の成長を止める要因にもなっています。現在の物価高は国民生活に深刻な影響をもたらし、9月は2,400品目、10月は6,500品目値上げが予定されております。

国、自治体の経済対策として、全ての国民、全ての業種に恩恵をもたらす消費税の減税は、最も効果的な経済対策であると考えます。物価の高騰から、村民の生活を守るという立場で、消費税に対する認識と減税に対する考え方を再度伺いたいと思います。

つぎに、消費税に関係するインボイス制度でありますけれども、消費税の課税取引を行う事業者が税務署に課税者登録を行うことが必要です。免税事業者と取引をした企業が取引を解消したり、値下げ要求をすることが考えられます。1,000万円未満の免税業者は死活問題です。これは民間事業者だけに限ってではありません。自治体でも例外ではありません。自治体の一般会計は消費税法上、消費税の申告義務はありませんが、特別会計や公営企業会計には申告義務が発生します。村と取引をしている免税業者にもインボイス制度が適用されます。村の経済にも大きな影響が懸念されます。インボイス導入反対を進める必要があります。考えをお聞きします。

## 議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

## 村長（日墓正博）

はい。それでは再質問であります。まず消費税についてであります。ご指摘のとおり消費税は所得に関わらず、同じ税率ということで税の公平に反するというご指摘もあることは承知をしております。

ただし、消費税につきましては先ほど申し上げましたとおり、社会保障費の財源という大きな役割を果たすということでもあります。現在、燃料費の高騰、それからまた物価の高騰等あります。そしてまた、コロナによって収入が減っている、そういう皆さんもいるということで、その中での消費税減税ということも確かに考えられるわけではありますが、総じて消費税は安い方が、言ってみれば消費行動に繋がる、需要の喚起に繋がるということは考えております。

ただし、現在の物価、それからまた燃料費の高騰についてと、それからまた社会保障費の将来的な増大を考えた場合に、社会保障費の増加というのは本当に、30年、40年、長期的な課題であります。その時々状況によって消費税率を変更することは、むしろ納税事務の負担を招くのではないかとこのように思います。

現在、国の方では、むしろ減税よりも低所得者というか、例えば住民税非課税世帯等への一定額の給付を考えているということでもあります。消費税の減税の代わりに、実際に困っている皆さんにそういう形での支援をしていくそのことの方がいいんじゃないかというふうに考えております。

それからまたインボイス制度であります、先ほど申し上げました、不利益を被ることはあるだろうというふうに思っております。

ただ、もう来年の10月ということで、なかなかこれから反対と言っても難しい問題かなというふうに思います。その中で、3年間、それから5年間の猶予というか、移行期間があります。その中で課題等についてしっかり洗い出して、そしてその中で、言ってみれば不利な条件になっている皆さんの救済策等考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。

#### 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

### 4. 学校給食の無償化について

#### 2番 山浦 登 議員

それでは、4点目の「学校給食の無償化について」質問いたします。

6月議会では、学校給食の食材費高騰に伴い、地方創生交付金を財源として200万円の給食費支援を行いました。学校給食法では、「食を通じた子どもの心身の健全な発達を目的」と記されており、学校給食は、子どもの成長発達を支える大切な食育であり、教育の一環です。憲法26条には、「義務教育はこれを無償とする」と明記されております。2020年6月議会の私の一般質問に対して、子育て支援課長は「学校給食法では、施設整備や人件費は設置者の自治体で負担し、それ以外の食材費は保護者が負担すると定められている」と答弁されました。

学校給食の無償化の議論は、今に始まったわけではありません。憲法制定から間もない1951年参議院文教委員会で、政府は「現在授業料は無料だが、そのほかに教科書と学用品・学校給食、できれば交通費も考えている」と答弁しています。それから七十数年が経っています。文科省の調査によると、全国の小中学校の給食費保護者負担総額は年間4,451億円、保護者が負担する学校給食費は公立小中学校の場合は、年平均で約4.4万円で、子育ての家庭に大きな負担となっております。

学校給食の無償化を実現している自治体は年々増加しています。先日行われた県知事選挙で無償化の政策が議論されたり、10月に行われる飯山市長選挙でも2人の予定候補の政策に、給食費無償化が出されております。子育て世帯の多くの村民からも給食費無償化の要望が出されております。

そこで3点質問します。

1点目、本村の2021年度小学校・中学校の父母負担の給食費月額・年額はいくらですか。小中学校全体の給食費年総額はいくらでしょうか。

2点目、今年度は、地方創生臨時交付金により食材費補助として200万円を補助していますが、来年度以降はどういう計画でありますか。

3点目、来年以降も食材費・諸経費の値上がりが続かれます。子育て支援、少子化対策、移住定住対策として、給食費の無償化を国に要請する。また、村として一部でも補助できないか。

以上、3点質問いたします。

#### 議長（萩原由一）

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

#### 村長（日墓正博）

それでは、山浦議員の学校給食費の無償化についてのご質問であります。

山浦議員の学校給食費の無償化等については、子育て支援、少子化対策、移住定住対策として国に要請、または村として一部補助できないかというご質問にお答えします。

給食費の無償化は国に要請するというよりも、無償化や一部補助に対しての対応について、自治体

の判断になると思いますので、この点について国への要望は考えておりません。

学校給食費については、食材費のみ受益者負担の原則に基づいて給食費の負担をお願いしているところではありますが、就学支援制度により「要保護・準要保護世帯」に対し、給食費を含めた就学費用の支援を行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響も受ける中、子育て世帯への負担を考慮しまして、村として、先ほど話にありましたとおり、一部補助をすることといたしました。来年度以降については、ご意見にありました少子化対策や子育て支援の観点からの、村の財政状況を見ながら考えてまいりたいというふうに考えております。

なお、給食費の保護者負担額、それから食材費補助について来年度以降の計画については、担当課長から答弁をさせます。

## 議長（萩原由一）

島崎子育て支援課長。

（子育て支援課長「島崎かおり」登壇）

## 子育て支援課長（島崎かおり）

それでは、村長の答弁に補足して、給食費の保護者負担額と給食費年総額、それから給食費補助について来年度の計画はについてお答えいたします。

本村の2021年度小学校、中学校の給食費保護者負担額ですが、給食費の徴収は毎年5月～翌年2月までの10期徴収で、小学校が月額5,000円、年額50,000円、中学校が月額5,700円、年額が57,000円です。また、2021年度の給食費年総額は1,966万1,000円となっております。

つぎに、食材費補助について来年度の計画はについてですが、原油価格や物価の高騰による学校給食費への影響が及ぶ中、今年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、保護者への負担を求めるのではなく、給食食材への活用が可能となりましたが、来年度も引き続きこの地方創生臨時交付金のような国の制度があるか分かりません。

学校給食センターでは、安全でおいしい給食の提供に努めておりますが、近年の物価の上昇に加え、原油価格・物価高騰の影響を受け、ますます厳しい状況にあります。来年度以降の計画については、現時点では未定ですが、学校給食費検討委員会のご意見も聴きながら対応を考えてまいりたいと思います。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

## 再質問

### 2番 山浦 登 議員

給食費の無償化は村の財政を圧迫することは理解ができます。国の責任で実施することを国に要望するとともに、村の財源で一部無償化を実施することが住民の願いであります。

今、村では小中学校生徒保護者世帯を中心に、学校給食費無償化実現を署名として積み重ね、村に要望していくという運動が起こっております。

長野県下では、小学校で11町村、中学校で6町村と、1組合で無償化を実施しています。全国でも完全無償化自治体は76自治体で、全体の4.4%、一部補助では430自治体で全体の24.7%が実施しております。

来年度以降も食材費、諸経費の値上がりが続かれます。給食費の無償化や一部補助の対応ができないか、国の責任で給食無償化の実施を国に要望することはできないか。今、答弁があり

ましたけれども、切実な要望を是非、子育て支援課を中心にして、この村民や中学校の父母の要望を十分聴き取る、そういう努力をしていただければというふうに思います。

考え方を伺います。

**議長（萩原由一）**

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

**村長（日墓正博）**

再質問についてであります。山浦議員も村の財政状況については十分把握をされたうえのご質問というふうに受け止めております。今の方では少子化対策を含めて、子育て環境の充実ということで、出産の祝い金であるとか、入学祝い金であるとか、言ってみれば、子育ての全体を含めた計画をつくっていききたいというふうに考えております。当然、それ以外にも子育て、それからまた少子化対策については様々な政策がありますので、全体の計画の中で、検討していききたいというふうに考えております。トータルで木島平での子育て環境が充実していく、そういうような形ができればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（萩原由一）**

以上で、山浦 登 議員の質問は終わりにします。

(終了 午前11時26分)

**議長（萩原由一）**

ここで暫時休憩とします。

再開は、午前11時35分をお願いします。

(休憩 午前11時26分)